

令和 7 年度

都心北融雪槽ポンプ設備整備業務

仕様書

札幌市建設局土木部道路設備課

1 業務名

都心北融雪槽ポンプ設備整備業務

2 業務場所

札幌市北区北7条西3丁目 都心北融雪槽

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月30日までとする。

4 業務の仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書（令和5年度版）」によるものとする。

5 業務内容

都心北融雪槽について、経年による能力の低下が発生しているポンプの更新、破損が生じているポンプ接続配管の更新を行い、融雪システムが正常に動作することを確認する。

(1) 融雪水循環ポンプの更新

既設融雪水循環ポンプ（P2-1）1台を撤去、更新するものとする。

【融雪水循環ポンプ仕様】

- ・ポンプ製造者：太平洋機工（株）
- ・ポンプ型式：スクリー型片吸込うず巻ポンプ H8K-HM3-S（ヒドロスタルポンプ）
- ・ポンプ仕様：10 m³/min、24m
- ・フランジ仕様：JIS10K、吸込側 250A、吐出側 200A（ポンプ吐出直近にてレギュレーターにて 300A に拡大されている。レギュレーターについては既設再使用とする。）
- ・電動機仕様：3相 400V、75kW、50Hz、4P、スターデルタ起動方式（制御用機器は既存を再使用）、プレミアム効率（既存は標準効率品）
- ・ポンプベース・電動機架台については、既存を再使用するが、加工が必要な場合は本業務内で行うこと。
- ・搬入に当たっては、搬入経路に制限があるため、ケーシング、本体、電動機などに分割搬入し、現地にて組立、単体調整を行うこと。

(2) 融雪水循環ポンプ吸込・吐出配管の更新

既設融雪水循環ポンプ（P2-1 及び P2-2）の吸込側防振接手および接続配管、吐出側防振接手および接続配管の撤去、更新を行う。

【吸込側防振接手および接続配管仕様 P2-1、P2-2 共通】

- ・フランジ口径 JIS10K 250A
- ・防振接手および接続配管の面間距離 290mm（現在実測値）
- ・防振接手のみで必要な面間距離を確保できる場合については、接続配管は不要とできる。
- ・ポンプケーシングは鉄製、既存配管側フランジはステンレス製となるため、異種金属の接続箇所については、絶縁処置を行うこと。
- ・P2-2 については、吊り Uバンドの交換を行う。
- ・保温材については、既存を再使用する。

【吐出側防振接手および接続配管仕様 P2-1、P2-2 共通】

- ・フランジ口径 JIS10K 300A

- ・防振接手および接続配管の面間距離 325mm（現在実測値）
- ・防振接手のみで必要な面間距離を確保できる場合については、接続配管は不要とできる。
- ・ポンプケーシングは鉄製、既存配管側フランジはステンレス製となるため、異種金属の接続箇所については、絶縁処置を行うこと。
- ・P2-2 については、吊り U バンドの交換を行う。
- ・保温材については、既存を再使用する。

(3) 総合試運転確認

機器の整備後、当該循環ポンプ及び融雪システムが正常に動作することを確認する。試運転の実施にあたっては、融雪システムの設計施工者である「三機工業（株）」より業務の移管を受けている「三機アクアテック（株）」の立会いのもと実施すること。また、立会いに関する費用については本業務にて負担すること。

総合試運転において、業務範囲外の不具合により融雪システムが正常に動作しないことが判明した場合については原因の調査を行い、業務完了前に委託者に報告し承認を得ること。

6 機材の搬入出

機材の搬入出の際には、以下の点に留意すること。

- (1) 機材の搬入出は、札幌駅北口駐車場内で行うこと。なお、当該駐車場に乗り入れる車両については、長さ 5.6m 以下、幅 2.0m 以下、高さ 2.2m 以下の車両とする。
- (2) 搬入出の際には、周囲の安全に留意すること。また搬入経路の床面には、傷等が生じないように十分配慮すること。

7 履行体制

下記の内容による者を定め、適切に業務が履行できること。

(1) 業務責任者及び主任技術者

受託者は、直接雇用契約関係にある者の中から業務の遂行を指揮監督するための業務責任者及び、建設業法における「機械器具設置工事業」の主任技術者を定めること。

(2) 資格者の配置

受託者は、作業従事者の中から下記の内容による者を定めること。

- ・電気工事資格者

8 提出書類

(1) 業務計画書

1 部 契約後、速やかに

ア 業務責任者等指定通知書

"

イ 同上経歴書

"

ウ 同上資格免許証の写し（主任技術者分を含む）

"

エ 同上雇用関係を確認できる書類（保険証の写し等）

"

注：健康保険証の写し、または保険者より発行される「資格情報のお知らせ」の写しやマイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルの印刷物を提出する際は、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れる QR コードを含む。）を黒塗りしたものを提出すること。

オ 配置資格者の資格免許証の写し

"（別途としてもよい）

カ 業務工程表

"

キ 緊急連絡体制表

"

(2) 完了届

1 部 業務完了後速やかに

(3) 業務報告書

//

(作業日報、作業の写真及び交換部品の写真等)

上記書類のほか、委託者より指示のある書類提出を求められた場合は、これに従うこと。

9 安全衛生管理

受託者は、労働安全衛生法に基づき安全に関する事項を確実にを行い、業務に従事する職員の労働安全衛生管理及び教育、作業前の危険予知活動を適切に行い、作業上の安全確保と事故防止に努めること。

10 再委託について

業務の「主たる部分(下記参照)」については、受託者は、これを再委託することはできない。

なお、「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

受託者は、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指導監督等の全ての面において主体的な役割を果たすこと。

また、再委託先が札幌市競争入札参加資格者名簿の登録業者でない場合、以下の書類も提出すること。

(1) 主たる部分

ア 総合的な業務履行計画及び進捗管理

イ 部品の調達

(2) 登録業者でない場合の提出書類

ア 再委託に係る申出書(あて先「受託者」、申出人「再委託先」)

※再委託先が札幌市物品・役務契約等事務様式基準共通第2号様式(申出書)の第1項から第5項に該当する者でないこと。

イ 再委託先の登記事項証明書(写)など法人概要がわかる書類

※代表者氏名や事業内容を確認する目的で取得するもので、当該事項が確認できる決算書(写)やパンフレットのほか、ホームページに掲示された法人概要を印刷したものも可

11 その他

(1) 作業にあたっては、事前に委託者と工程調整等を行うこと。なお作業時間は原則日中(概ね9:00~17:00)とする。また業務の遂行にあたって、細部について質疑がある場合は、その都度指示を求め滞りなく業務を進めること。

(2) 作業の実施に必要な機器、工具、消耗品類、安全機器設備の手配・設置、照明器具等は受託者負担とする。

(3) 金属の発生材は、鉄・アルミ・ステンレス・配線にそれぞれ分別の上、札幌市建設局山本資材置場(札幌市厚別区厚別町山本1063-18)に搬入すること。搬入予定日の概ね2週間前までに市担当者へ「建設局山本資材置場利用届」を提出し確認すること。また、実際の搬入日については資材置場管理事業者と搬入日程の調整を行うとともに、搬入の際は管理業者へ利用届を2部提出し、1部を写しとして持ち帰ること。

(4) 発生材(金属以外)について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等(マニフェスト制度)に基づき適正に処分することとし、受託者と廃棄物収集運搬及び処分業者との契約書の写し、マニフェストの写しを報告書に添付すること。

- (5) 作業において、不測の部品交換の必要が生じた場合は別途とする。ただし、軽微な部品は本業務とする。
- (6) 作業現場については、常に整理整頓を行い事故防止に努めること。また、事故等の問題が発生した場合には必ず報告の上、指示を受けること。
- (7) 作業の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片づけ及び清掃を行うこと。
- (8) 作業に伴う水、電気等は委託者が負担する。
- (9) 作業中・作業終了後、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は、一切受託者の責任により対応すること。
- (10) 本仕様書に明記されていない事項については、委託者・受託者の協議により定めるものとする。

1 2 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別記特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合は特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。